

平成十九年六月十九日提出  
質問第四〇三号

日本国籍を有する者の保護に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

## 日本国籍を有する者の保護に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第三七四号）において、フジモリ元ペルー共和国大統領（以下、「フジモリ氏」という。）に対して在チリ日本国大使館から何らかの接触を行ったかとの問に対し、政府は「お尋ねについては、フジモリ氏個人のプライバシーにかかわる内容であることから、お答えすることは差し控えたい。」と答弁しているが、右の問は、日本国籍を有する「フジモリ氏」に対して、邦人保護の観点から日本政府が適切に接触しているかを問うたものであり、「フジモリ氏」個人のプライバシーにかかわる話ではないと思料する。このことを踏まえた上で再質問する。

一 「前回答弁書」で、政府は「政府としては、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内で、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関し、適切な措置を講ずることとしている。」と答弁しているが、「フジモリ氏」の保護は、個別具体的な必要に応じ、国際法上認められる範囲内のものであると政府は認識しているか。明確な答弁を求める。

二 在チリ日本国大使館は、日本国籍を有する「フジモリ氏」を保護すべく、「フジモリ氏」と接触を行ったか。行ったのならば、それぞれの接触について時系列的に明らかにされたい。また、「フジモリ氏」に

接触した在チリ日本国大使館員の官職氏名について明らかにされたい。

右質問する。